

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成27年12月28日（平成27年（行情）諮問第788号）

答申日：平成28年7月21日（平成28年度（行情）答申第214号）

事件名：原発事故被災者が自宅に戻れる放射線量の基準について検討された会合の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月16日付け総官総第237号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示決定となった行政文書に関し、改めて調査のうえ、当該文書を開示する決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

原発事故の被災者の帰還にあたっての放射線量の基準について、「総務省で保管していないため」、不開示とされたが、復旧復興支援室がある総務省として、当該文書を保存していないとは、まったく理解しかねる。再度、入念な調査を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）異議申立ての経緯

平成27年10月26日付けで不服申立人から行政文書開示請求書が提出され、処分庁において調査した結果、請求の対象となる文書を保有していなかったため、同年11月16日付けで法9条2項の規定に基づき、不開示決定（原処分）を行った。

原処分に対し、平成27年11月18日付けで不服申立人から異議申立書の提出があった。

##### （2）本件異議申立ての対象となる行政文書

別紙のとおり。

##### （3）異議申立ての理由

上記第2の2のとおり。

#### (4) 諮問庁の意見等

本件異議申立てを受け、処分庁が再度、開示請求の対象となっている文書について調査したが、当該文書について確認することはできなかった。

開示請求書に添付されていた新聞記事によると、関係閣僚による非公式会合が開催されたとされているが、当該会合は意思決定機関として法令で定められたものではない。

異議申立ての理由として、「復旧復興支援室がある総務省として、当該文書を保存していないとは、まったく理解しかねる」とあるが、復旧復興支援室は復旧復興の支援についての総務省の総合調整を役割とする室であり、法令に定めのない非公式の会合について、組織的に対応しておらず、文書を保有していなかったとしても、室の役割に反するものではない。

よって、処分庁が当該対象文書を保有していないとして不開示決定処分を行ったことは妥当であり、不服申立人の主張には理由がないことから、当該異議申立ては棄却するべきであると考えらる。

## 2 補充理由説明書

### (1) 本件開示請求に係る会合（以下「本件会合」という。）を意思決定機関として法令で定められたものではないと判断した理由について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）においては、避難指示等に係る政府の意思決定機関は、原子力災害対策本部とされており、原子力災害対策本部会議を開催することで政府の意思決定を行っている。当該会議へは総務大臣も構成員として出席しているが、異議申立人が行政文書開示請求書で言及している2011年秋に開催されたと言われる会合は、原子力災害対策本部会議ではなく、当該会合については、総務省として把握するものではなく、組織的に対応したものでもない。このようなことにより、法令に基づく意思決定機関ではないと判断した。

### (2) 本件会合と総務省の所掌事務との関係について

福島第一原発事故で避難した住民に係る放射線量の帰還基準の検討については、総務省及び総務省の所掌事務に関する復旧復興支援についての総合調整業務を行う復旧復興支援室の直接の所掌事務ではないが、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部の構成員として、原子力災害対策本部会議へは総務大臣が出席しているところである。

### (3) 本件対象文書の探索について

本件対象文書の探索については、本件開示請求が行われた日から不開示決定通知の発出までの間（平成27年10月26日から同年11月16日）に行い、本件に関連すると思われる総務省内部署の共有ドライブ、書庫、及び職員の個人ドライブを探索したが、本件対象文書は見つから

なかった。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月6日 審議
- ④ 同年7月4日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「2011年秋ごろ、政府内において原発事故被災者が自宅に戻れる放射線量の基準（以下「本件基準」という。）について検討されたとの報道がある（添付資料（略）参照）。この会合（本件会合）の議事録、大臣レクチャー資料、各省庁間の担当者らの間でやりとりしたメールなど一切の資料」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

これに対し処分庁は、本件対象文書について、総務省で保有していないとして、不開示とする原処分を行ったが、異議申立人は、本件対象文書に関し、改めて調査の上、当該文書を開示する決定を求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 異議申立人は、復旧復興支援室がある総務省として、本件対象文書を保存していないとは、全く理解しかねるとし、再度、入念な調査を求めると主張する。
- (2) 一方、諮問庁の説明によれば、本件基準の検討については、総務省及び総務省の所掌事務に関する復旧復興支援についての総合調整業務を行う復旧復興支援室の直接の所掌事務ではなく、また、原子力災害対策特別措置法において、避難指示等に係る政府の意思決定機関とされている原子力災害対策本部会議には、その構成員として、総務大臣も出席しているものの、当該会議ではない本件会合については、総務省として把握するものではなく、組織的に対応したものでもないとのことである。
- (3) この点については、開示請求書に添付された新聞記事において、本件会合について、具体的な開催日や総務大臣を含む出席者、議論された内容などの記載が認められるものの、上記の記事の外、審査請求人から総務省が本件会合に組織として関与したことを示す根拠は示されておらず、その外に当該関与をうかがわせる特段の事情も認められない。
- (4) また、総務省の説明によれば、本件会合に係る本件対象文書について、総務省内部署の共有ドライブ、書庫及び職員の個人ドライブを探索した

が、見つからなかったとのことであり、文書の探索の方法及び範囲に特段の問題があるとは認められない。

(5) したがって、本件会合については、総務省として組織的に対応したのではなく、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ず、総務省において、本件対象文書を保有していると認めることはできない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、総務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田唯一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙（本件対象文書）

2011年秋ごろ，政府内において原発事故被災者が自宅に戻れる放射線量の基準について検討されたとの報道がある（添付資料（略）参照）。この会合の議事録，大臣レクチャー資料，各省庁間の担当者らの間でやりとりしたメールなど一切の資料